

看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会



会長
永井 良三
自治医科大学 学長

会長挨拶

「看護師特定行為研修制度」は開始からすでに10年が経過しました。昨年9月時点の修了者数は13,887名に達し、年々加速しています。少子高齢化が進むなかで本研修制度に対する期待は大きなものがあります。医療機関は機能分担と連携を進め、地域包括ケア体制が強く求められています。これに伴い医療職の働き方と職務の見直しも避けられません。

特定行為研修は臨床推論、患者安全、多職種連携などの医療の本質を、看護の立場からさらに深化させる取り組みです。地域医療・急性期医療・在宅医療のいずれにおいても、今後ますます重要性を増すと考えられます。

本協議会は、平成29年（2017）に厚生労働省の支援のもとに始まった指定研修機関連絡会を前身とします。令和6年（2024）2月から法人化され、「指定研修機関連絡協議会」として再出発しました。協議会は総務委員会、学術委員会、広報委員会を設置し、シンポジウムの開催などにより研修の質の改善と研修修了者の活躍できる環境の整備を進めてきました。さらにこの度、ニュースレターを発行し、指定研修機関の連携を一層深めることになりました。こうした活動が、看護師の専門性と医療の質をさらに高める新たな一歩となることを祈念してご挨拶いたします。

副会長挨拶

「看護師の特定行為に係る研修制度」創設から10年の節目となっています。指定研修機関と研修修了者は増加していますので、今後は、すべての看護師が段階的にでも研修が受講できる仕組みや研修修了者の活躍推進を進めていく必要があります。本協議会では、研修機関の相互連携、研修修了者の活動の支援に取り組んでいます。



副会長 木澤 晃代
公益社団法人 日本看護協会 常任理事

2024年度 からの

協議会の活動実績

2025年2月21日に、看護師の特定行為研修制度の普及・理解促進を目的としたシンポジウムを開催しました。

また、研修制度の円滑な実施と受講者確保のため、ポータルサイトを設置し、2025年1月7日には「指定研修機関登録システム」と「特定行為研修修了者登録システム」の運用を開始しました。指定研修機関を目指す医療機関に対しては、体制整備や活動推進の支援を行い、説明会（2024年9月18日・11月15日）や情報交流会（2024年9月18日）を実施しました。さらに、既存研修機関の質向上を図るため、地域別支部活動を含む情報交流会を開催し、研修修了者にはスキルアップ研修会および情報交換会を同日に開催しました。今後も制度の普及と研修機関・修了者への支援を継続していきます。



副会長 神野 正博
社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院理事長、公益社団法人全日本病院協会会長

看護師の特定行為は、単なる医師の医行為のタスク・シフトではありません。看護師がフィジカルアセスメントと臨床推論に基づき、患者の状態を的確に判断し、手順書に則って迅速に医行為を行うことで、医療の質を高めることこそ本質です。制度開始から10年。今こそ、指定研修機関と研修修了看護師の叡智を結集し、よりよいモデルを創る段階に入りました。本協議会を、情報共有と相互研鑽の場として大いに活用していただきたいと思います。

お問い合わせ

看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会

〒164-0001東京都中野区中野2-2-3

E-mail : tokutei_nurse@herusu-shuppan.co.jp



【総会員数】

正会員	136
特別会員	施設 3
	個人 13
賛助会員	3

2025年12月31日現在(会員)

